

市原市防災行政無線管理運用規程細目

(趣旨)

第1条 市原市防災行政無線管理運用規程（以下「規程」という。）第25条に基づき、次のとおり実施細目（以下「細目」という。）を定める。

(通信の種類)

第2条 規程第10条の通信の種類のうち固定系子局の運用は、次の各号に掲げるとおりとする。

1 緊急通信

- (1) 警戒宣言及び地震予知情報等の広報
- (2) 災害発生時の広報計画に基づく広報
- (3) 特殊気象の情報提供（火災警報、津波警報、台風等）
- (4) 大火災が発生し、延焼拡大の恐れがある場合で消防局から要請があったもの
- (5) 有毒ガス等が発生し、付近住民の身体に影響を及ぼす恐れのある場合で消防局等から要請があったもの
- (6) 光化学スモッグ注意報、警報及び重大緊急報の発令及び解除
- (7) 行方不明者及び徘徊者の捜索で、家族等の承認に基づき警察署から要請があったもの
- (8) 犯罪捜査等で警察署から要請があったもの
- (9) 献血の依頼（緊急で医師等から要請があったもの）
例：RHマイナス型血液、事故等で輸血者が多数必要な場合
- (10) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）による国からの緊急情報
- (11) その他総括管理者が認めた場合

2 普通通信

- (1) 市が実施する主な行事で多くの市民が参加する行事の中止又は延期の広報
例：総合防災訓練、花火大会、市民体育祭、いちほら市民まつり、市内清掃デー等
- (2) 選挙日における投票啓発
- (3) 市民の安全に関する啓発
例：交通事故防止、子どもの安全等
- (4) その他総括管理者が認めた場合

(通信の制限等)

第3条 前条第1項第6号から第9号及び第2項の放送時間帯は、日の出から日没までとする。

2 前条第2項の通信については、1日当たり1回、1週間当たり3日以内で、2週間以内を限度とする。

(生活安心メール等の活用)

第4条 第2条の通信内容については、原則として生活安心メール及び市ウェブサイト等を併用した情報の伝達を図る。

(施行期日)

- 1 この細目は、平成11年9月1日から施行する。
- 2 この細目は、平成18年10月1日から施行する。
- 3 この細目は、平成19年4月1日から施行する。
- 4 この細目は、平成21年4月1日から施行する。